

介護認定審査会委員 にしの みや子 の つぶやき

みなさん、はじめまして。認定審査会委員の にしのみや子 と申します。
これまでに、審査会で数知れないほどの資料を拝見してきましたが、
ちょっと気になることがあるので、お伝えさせていただきます。



～ 今回のつぶやき ～

「特記事項の書き方が、調査員によってばらばらで、読みにくいわねえ」

審査会では、1件当たりの審査に時間がかけられない中でも、適正に審査を行いたいの
で、**特記事項はじっくりと読ませて**もらっています。しかし、読んでも内容がわかりにくく、
判断の難しいものがあり、特記事項の記載にルールを設けていただければ助かります。

〈にしの みや子 より〉

審査会委員 にしのみや子さん のご意見をうけて、事務局より介護認定調査員の皆様には、
以下のルールで特記事項に記載をしていただきますので、お願いいたします。

★ 特記記載ルール 1 ★

評価軸「有無」の項目は必ず**“頻度”と“手間”**を記載する。

記載方法は、①各項目の行動内容を記載し、②句読点より前に()内に**頻度を記載**する。

次に、③介助者（周囲）の対応を記載する。

例： 4-12 ご飯を食べたことを忘れて、「ご飯はまだか」と要求する(毎日7～8回)。

用意しないと言いつけるため、家族はその都度、軽食を作り食べさせている。

★ 特記記載ルール 2 ★

特記の記載があるのに、調査項目に反映されていない場合、「チェック漏れでは？」と事務局に問
われることがよくある。審査会委員は、各項目の詳細な評価方法について精通されていないことも
あるため、介護手間はあがるが評価ができない項目については、**特記の最後に「特記のみ。」と記載**
する。

例： 4-3 独居であることへの不安は、ヘルパーやケアマネジャーの来訪時に毎回言われる(週1回)。傾
聴に時間はとられるが場面に合わない状況ではない。特記のみ。



今後も、審査会委員の“つぶやき”を受けて、調査員向け通信を作成していきます。
審査会委員に読みやすい認定調査の資料づくりに、ご協力をお願いいたします。